第３号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和５年度）

住　　所　福岡市中央区大名二丁目５番31号

事業者名　福岡市交通局
代表者名　交通事業管理者　小野田　勝則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

②　鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内案内表示器のLCD化	2000系車両（全6編成）の車内案内表示器を視認性の高いLCD表示器に変更する。（令和元年度着手、令和５年度完了）	6編成目が改修工事完了（全6編成完了）
ドア予告灯・チャイムの新設	2000系車両（全6編成）において、聴覚障がい者等が扉の開閉のタイミングを確認できるよう、扉開閉表示灯を全扉に設置する。視覚障がい者等が扉の位置、扉の開閉動作が確認できるよう、ドアチャイム用スピーカ箱を全扉に設置する。 （令和元年度着手、令和５年度完了）	6編成目が改修工事完了（全6編成完了）

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

鉄道駅に関する報告書と同じ

（３）報告書の公表方法

鉄道駅に関する報告書と同じ

（４）その他

該当なし

Ⅱ．鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

（令和6年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数（両）	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数（両）	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道（その他）	45 編成 228 （両）	0 編成 0 （両）	28 編成	0 編成	0 編成	0 編成	45 編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
（合計）	45 編成 228 （両）	0 編成 0 （両）	28 編成	0 編成	0 編成	0 編成	45 編成

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第３号様式）

注１．鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

２．「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。

３．「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。

４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

５．車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項（新幹線鉄道を除く）、第２項（新幹線鉄道のみ）、第５項及び第７項の基準に適合している編成の数を記入すること。

６．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。

７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。